

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 3 号

(三鷹市自治基本条例の一部改正)

第 1 条 三鷹市自治基本条例(平成17年三鷹市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「助役」を「副市長」に改め、同条第 2 項を削る。

本則、以下略。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附則、以下略。